日野市営ドッグラン利用登録要領

令和５年２月１６日　制定

（趣旨）

第１条　この要領は、日野市営ドッグラン（以下「ドッグラン」という。）を安全に利用するため、ドッグランの利用登録について、必要な事項を定めるものとする。

（登録の条件）

第２条　ドッグランの利用者として登録する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 日野市（以下「市」という。）に住民登録をしている 18 歳以上の者であること。

(2) 飼い犬が生後６カ月以上であって、市に犬鑑札の交付を受けている又はマイクロチップに係る登録証明書の提示ができること。

※マイクロチップに係る登録証明書は環境大臣指定登録機関　公益社団法人日本獣医師会発行のものに限る。

(3) 第３条の申請をした日の前日から起算して１年以内に飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。

(4) 飼い犬に５種以上の伝染病予防混合ワクチンの接種を受けさせ、接種済証明書等の提示ができること。

また、５種以上の伝染病予防混合ワクチン抗体価検査証明書等の掲示ができること。

※抗体価検査については、年度ごとの証明とする。

(5) ドッグランの維持及び管理運営に協力できること。

(6) 狂犬病予防法等、関係法規を遵守していること。

(7) 日野市営ドッグラン利用登録申請書兼誓約書（第１号様式）の誓約内容を遵守できること。

２　前項の規定にかかわらず、飼い犬に日常的に噛み癖がある場合、飼い犬を闘犬目的並びに狩猟目的で飼育している場合及び飼い犬が狂犬病予防接種の猶予証明を受けている場合については、登録の対象外とする。

（登録の申請及び会員証の交付等）

第３条　この要領に基づくドッグランの利用者としての登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、日野市営ドッグラン利用登録申請書兼誓約書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犬鑑札の原本若しくは写し又はマイクロチップ登録証明証の原本若しくは写し

(2) １年以内に交付された狂犬病予防注射済票の原本又は写し。

(3) 5種以上の伝染病予防ワクチンの接種済証明書等の原本もしくは写し。
また、5種以上の伝染病予防混合ワクチン抗体価検査証明書等の原本もしくは写し。

(4) 郵送での申請をする場合は、切手を貼付した返信用封筒

2 市長は前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、申請者に対し、日野市営ドッグラン利用登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 登録の期間は年間（平日のみ）を通しておこなうものとする。
有効期間は毎年7月1日から翌年6月30日までとし、翌年度以降についての更新手続は、その年度の5月から受付を開始する。年度途中に登録したものの取り扱いは、翌年6月30日までとする。

4 第2項の規定により登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)で、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、更新の申請をしなければならない。

5 登録証の副本の交付上限枚数は3枚とする。

（遵守事項）

第4条 登録者は、ドッグランの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自らの責任において利用すること。ドッグランで生じた、事故、怪我、悪天候時の利用による病気、その他会員同士のトラブルへの対処も同様とする。事故等が発生した時は、直ちに市に報告すること。

(2) ドッグランの門扉は常に施錠しておくこと。入退場時は速やかに開閉し、必ず施錠確認を行うこと。

(3) 登録証は、利用中は必ず携行し、他の利用者が確認できる状態にしておくこと。
登録者の家族が同伴して利用する時は、1人1枚副本を携行すること。

(4) 受付簿に必要事項を記載してから利用すること。

(5) 小学生が利用する際は、必ず保護者が同伴すること。

(6) 未就学児及びベビーカー等を入場させないこと。

(7) 飼い犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードを外すこと。

(8) 常に飼い犬から目を離さず、必ず側にいて他の犬や利用者の迷惑とならないようにすること。

(9) 複数頭で利用する場合は、他の犬や利用者の迷惑とならないよう制御できる範囲で利用し、難しい場合は一頭ずつ利用すること。

(10) 犬同士の争いが予想されるなど、危険と思われる際は、リードを外さず繋いでおくこと。

(11) ボール等の道具、エサ及び飲食物の持込、喫煙及び火気の使用はしないこと。

(12) ドッグラン内において飼い犬が人を噛んだときは、「東京都動物の愛護及び管理

に関する条例」に基づき東京都動物愛護相談センター多摩支所へ届け出ること。

(13) フン及びゴミは必ず持ち帰ること。

(14) 犬以外のペット及び病気中又は発情期間中の犬を連れての入場はしないこと。

(15) 次のアからウまでに掲げる行為はしないこと。

ア　公の秩序及び善良な風俗を案ずるおそれのある行為

イ　営業等を目的とする行為

ウ　宗教的活動又は政治的活動を目的とする行為

(16) ボランティアの案内、指示に従い、他の利用者や犬に迷惑にならないよう注意して利用すること。

（ドッグランの利用日及び利用時間等）

第5条　登録者がドッグランを利用できる日は、年末年始（市役所閉庁日、12月29日から1月3日まで）及びその他ドッグランの関連設備の整備、点検日等を除く毎日とする。

2　ドッグランを利用できる時間は、4月から9月までの間は、午前9時から午後6時まで、10月から3月までの間は、午前9時から午後5時までとする。

3　前2号の規定にかかわらず、市のイベント等でドッグランを使用する場合、その他管理上支障があると認められる場合は、その利用の全部又は一部を制限することができる。

（登録の取消し）

第6条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドッグランの利用を停止させ、又は登録を取消すことができる。

(1) 虚偽による利用登録の申請をしたとき。

(2) 会員証の貸し借り及び譲渡又は複製をしたとき。

(3) 利用時間外の本施設への入場をしたとき。

(4) ドッグラン及び駐車場以外への立ち入りをしたとき。

(5) 駐車スペース以外への車の乗り入れ及び駐停車をしたとき。

(6) 第4条に掲げる遵守事項を守らなかったとき。

(7) その他迷惑行為があった場合及びこの要領に違反する行為をしたとき。

(8) 施設利用上知り得た情報を他人へ漏らしたとき。

（登録の変更申請）

第7条　登録者は、第3条第1項に規定する申請内容に変更が生じたときは、飼い犬の登録事項変更届（第2号様式）を速やかに届け出るものとする。

（登録証の再交付）

第８条　登録証を紛失したときは、利用登録証再交付申請書（第３号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

２　市長は前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者に対し登録証を再交付するものとする。

（登録の辞退）

第９条　登録者は、登録期間内に登録を辞退するときは、辞退届（第４号様式）に、登録証を添えて速やかに市長に届け出るものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則（令和３年４月２２日　日環環第３３号）

この要領は、令和３年４月２３日から施行する。

付　則（令和４年４月２１日　日環環第１６号）

この要領は、令和４年４月２８日から施行する。

付　則（令和５年２月１６日　日環環第５７３号）

１　この要領は、令和５年５月１日から施行する。

２　この要領による改正後の日野市営ドッグラン利用登録要領の規定は、令和５年度分の申請から適用し、令和４年度分の申請についは、なお従前の例による。